

11月15日(火)をもって中央公民館を閉館します

市では、少子化・高齢化の進展といった人口構造や財政状況の変化などを見据え、持続可能な自治体経営を進めていくため、「公共施設あり方検討」に取り組んでいます。「学校」を地域コミュニティの拠点と位置づけ、公共施設の大規模改修や建替えの時期に合わせて、延床面積の総量圧縮や機能の複合化・集約化などを進めており、その一環として11月15日(火)をもって中央公民館を閉館します。

利用受付期間については、下記のとおりです。

	ホール棟 (ホール・ホワイエ・楽屋)	会議室棟
利用受付期間	～11月8日(火)	利用しようとする月を含む 3か月前～11月8日(火)

問合せ先・閉館について 団文化スポーツグループ ☎ 52-1111 (内線 300)

・利用について 中央公民館 ☎ 52-5001

非自発的失業者の国保税軽減制度をご存じですか

倒産・解雇、雇い止めなどの非自発的な理由で離職をした方の国民健康保険(国保)税を軽減する制度があります。

対 象	次のすべての条件を満たす方 ①平成21年3月31日以降に失業した方 ②離職日の時点で65歳未満の方 ③雇用保険の失業等給付を受ける方で、「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが、以下に該当する方 ※雇用保険受給資格者証に団・圖の記載がある方は対象となりません。 団…特例受給資格者(短期雇用者の離職に対する一時金の給付を受ける人) 圖…高年齢受給資格者(65歳以上の離職に対する一時金の給付を受ける人)	
	受給資格	離職理由コード
	特定受給資格者	11 12 21 22 31 32
	特定理由離職者	23 33 34
軽減内容	国保税の算定基礎となる前年の給与所得を、100分の30とみなして計算します。 ※対象となるのは、離職者本人の給与所得のみです。	
軽減期間	離職日の翌日の属する月～翌年度の3月 ※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。 例)平成28年5月23日に離職した場合 …平成28年5月～平成30年3月分の国保税を軽減	
注 意	国保に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国保を脱退すると終了します。	
届出方法	次の2点を持参し、市民窓口グループの窓口で申請してください。 ・国民健康保険被保険者証 ・雇用保険受給資格者証(ハローワークで交付されたもの) ※離職票では軽減の手続きはできません。	

問合せ先 団市民窓口グループ ☎ 52-1111 (内線 261・262)